

いじめ防止基本方針

ふじみ野市立大井西中学校

目 次

はじめに	1
第 1 大井西中学校基本方針の策定	2
第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項	3
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	3
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	4
2 重大事態への対処	9
(1) 重大事態への対処の流れ	9
(2) ふじみ野市教育委員会又は本校による調査	10
第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15
第 4 年間予定	15

は じ め に

他都市の中学校での、いじめを背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件の発生により、平成24年7月11日にふじみ野市教育委員会が「いじめの実態把握のための緊急調査」を行い、さらに、8月1日には文部科学省による「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」が実施されました。

ふじみ野市では、平成25年度全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけないことである」との問いに対し、小学校では肯定的に回答する児童が、全国・埼玉県平均とともに上回っているのに対し、中学校では全国・埼玉県平均を下回る結果となっています。このような状況を深刻に受け止め、本校では、いじめの正確な実態把握とその解決並びに未然防止に向け、ふじみ野市立大井西中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「大井西中学校基本方針」という。）を作成する。

これは、いじめに係る対策を実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

平成26年3月17日

一部改訂	平成28年4月1日
一部改訂	平成31年1月1日
一部改訂	平成31年4月1日
一部改訂	令和5年3月1日

第1 大井西中学校基本方針の策定

<学校いじめ防止基本方針>

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 1 本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 2 大井西中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。
- 3 いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。
- 4 大井西中学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

<具体的方策>

- ① いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制、策定に当たり自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- ② 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。
- ③ 生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- ④ 法第22条に基づく組織の位置付け、全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高める。
- ⑤ いじめに関するアンケートの内容の見直しや、PDCAサイクルによる基本方針の検証と見直しを行う。
- ⑥ 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間（11月）での取組を行う。
- ⑦ 重大事態への対処について、教職員が何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

<第22条>

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① 本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。
- ② 学校いじめ問題対策委員会は、本校の「生徒指導部会」を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、さわやか相談員等で構成する。また、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。
- ③ 学校いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織である。必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応する。
- ④ 学校いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。必要な場合には公平性・中立性を確保するため、ふじみ野市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。
- ⑤ ふじみ野市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、ふじみ野市教育委員会の「ふじみ野市いじめ問題対策委員会」による調査を行うものとし、その調査に協力する。

⑥ 学校いじめ問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

⑦ 学校いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、ふじみ野市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

- ア いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- イ 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。

- A いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。
- B いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、下記のことを念頭に置いて対応に当たる。
 - (A) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
 - (B) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
 - (C) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

＜いじめに関する事例の分析＞

→教師が直接・間接にいじめを生み出している（教師がいじめの発生に関わっている）場合があることに十分留意する。

- 【例】・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

（イ）学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。

＜学級づくりのポイント＞

A 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

（A）生徒の気持ちを共感的に受け止める。

（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

（B）居場所をつくる。

（C）見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

（D）規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

B 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

（A）分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

（B）自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

C 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

D 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなる。

A 生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながる。

- B 学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。
- C 「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。

- A いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切である。
- B 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。
- C PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- A 道徳の時間及び学級活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。
- B 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- C 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

② 早期発見（教職員の認識）

- ア いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装ったりして行われる。
- イ 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。
- ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- エ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- オ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- カ 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

キ 次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア)「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」・「I's2019」にある「教職員用いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ)「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」・「I's2019」にある「いじめを認知した際の具体的対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ)「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」・「I's2019」にある「教職員用いじめ発見チェックシート」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ク ふじみ野市いじめ認知度を参考資料として活用する。

※ふじみ野市いじめ認知度（『ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針』より）

認知度 E	1 対 1	比較的軽度な言葉による冷やかしの、からかい	一時的
認知度 D	1 対数人	認知度 E の継続、誹謗中傷、仲間はずれ、無視	短期的
認知度 C	1 対数人	認知度 D の継続、叩く、蹴る、殴る、物かくし等	短中期的
認知度 B	1 対集団	長期間集団無視、いじめによる欠席、転校検討	中長期的
認知度 A	1 対集団	犯罪行為強要、障害行為、恐喝、窃盗、自傷行為、死をほのめかす等、そして、重大事態の項目	突発的・ 複合期間的

③ いじめに対する措置（「New I's」「I's2019」参照）

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることをしない。

イ 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下行う。

エ 次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒への指導

- ・いじめの内容や関係する生徒について十分把握する。
- ・人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- ・いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援

- ・「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。
- ・本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。
- ・日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

- ・はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

- ・いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応(いじめの早期発見、早期対応、早期解消)

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) ふじみ野市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果をふじみ野市教育委員会へ速やかに報告する。

オ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の(ア)(イ)の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えうる行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、

その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する為、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
(ふじみ野市いじめ防止基本方針 及び 本方針 p.10 を参照)
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、学校いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。
(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行った学校いじめ問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、ふじみ野市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) ふじみ野市教育委員会又は本校による調査

＜学校の設置者又はその設置する学校による対応＞

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

- (ア) 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- (イ) 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のケースが想定される、
- ・ 生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (エ) いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- (ア) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- (イ) 本校は、重大事態が発生した場合には、直ちにふじみ野市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。
- (ウ) 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないとふじみ野市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、ふじみ野市教育委員会のふじみ野市いじめ問題対策委員会において調査を実施する。
- (エ) 本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、ふじみ野市教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

- (ア) 本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校いじめ問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- (イ) 本校が調査の主体となる際には、ふじみ野市教育委員会のいじめ問題対策委員会調査審議会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア)「事実関係を明確にする」とは・・・

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | いつ（いつ頃から） |
| 2 | 誰から行われ |
| 3 | どのような態様であったか |
| 4 | いじめを生んだ背景・事情 |
| 5 | 生徒の人間関係にどのような問題があったか |
| 6 | 本校・教職員がどのように対応したか |



※事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 本校は、ふじみ野市教育委員会のいじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取る。
- ② 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
＜例＞ 質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等
- ③ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ④ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。



- 調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にする。
- 事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(ウ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ① 生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ② 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ③ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを考える。

カ 自殺の背景調査における留意事項

- (ア) 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- (イ) この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- (ウ) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針改訂版」（平成26年4

月 1 日 文部科学省) を参考とするものとする。

<留意事項>

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、ふじみ野市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- ⑩ 亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。
- ⑪ WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』・「I's2019」の「第2章 自殺予防について」を参考にする。

キ その他留意事項

（ア） 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の

生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があることを理解する。

- (イ) 本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

＜学校の設置者又はその設置する学校による対処＞

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- (ア) 本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われ、
- ・どのような態様であったか、
- ・いじめを生んだ背景・事情
- ・生徒の人間関係にどのような問題があったか、
- ・学校・教職員がどのように対応したか

- (イ) これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

- (ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

- (エ) 本校が調査を行う際、ふじみ野市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

- (ア) 調査結果については、ふじみ野市長に報告する。

- (イ) 上記②ア（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えてふじみ野市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、学校いじめ問題対策委員会において毎年度、大井西中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、大井西中学校基本方針の見直しを検討する。

検討の結果、必要があると認められる時は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第4 年間予定

4月	・全職員による新年度のいじめ防止基本方針の確認 ・学校運営協議会において基本方針の確認 ・良い学び5箇条/S級のあいさつ/無言清掃に関する指導 ・月末生活アンケート調査・面談	年間を通じて、道徳科の授業にて、道徳的価値の自覚を促して道徳的心情を養うとともに、道徳的判断力を身に付けさせ、道徳的実践意欲と態度を育てる。
5月	・二者面談 ・体育祭を通じた人間関係の構築 ・月末生活アンケート調査・面談	
6月	・月末生活アンケート調査・面談	
7月	・非行防止教室の開催（生徒指導部） ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・入間東部地区学校警察連絡協議会・第1回連絡協議会での情報交換と協議 ・月末生活アンケート調査・面談	
8月	・校内研修会の実施 ・二者面談	
9月	（いじめの防止及び早期発見・早期解決/SSTの指導技術の向上/授業研究等） ・良い学び5箇条/S級のあいさつ/無言清掃に関する指導 ・月末生活アンケート調査・面談	
10月	・合唱祭を通じた人間関係の構築 ・月末生活アンケート調査・面談	
11月	・薬物乱用防止教室の開催（生徒指導部） ・月末生活アンケート調査・面談	
12月	・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・入間東部地区学校警察連絡協議会・第2回連絡協議会での情報交換と協議 ・月末生活アンケート調査・面談	
1月	・良い学び5箇条/S級のあいさつ/無言清掃に関する指導 ・月末生活アンケート調査・面談	
2月	・入間東部地区学校警察連絡協議会・第3回連絡協議会での情報交換と協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価・改善 ・月末生活アンケート調査・面談	
3月	・三送会を通じた人間関係の構築 ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（運営委員会） ・月末生活アンケート調査・面談	

※必要に応じて、いじめ・非行防止ネットワーク連絡会を開き、情報交換と協議を行う。